

福岡赤十字病院 病院パンフレットに作成にかかるプロポーザルの実施について（公告）

次のとおりプロポーザルを実施します。

令和7年12月8日

福岡赤十字病院

院長 中房祐司

1. 競争入札に対する事項

- (1) 件名 福岡赤十字病院 病院パンフレット作成業務
- (2) 業務内容 「福岡赤十字病院 病院パンフレット作成業務仕様書」を基準とする。
- (3) 履行(納入)場所 福岡市南区大楠3丁目1番1号 福岡赤十字病院
- (4) 契約期間 令和8年2月1日から令和8年5月31日まで

2. 競争入札参加資格

- (1) 参加することができない者
 - ア 当該契約を締結する能力を有しない者
 - イ 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - エ 次の各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者
 - (ア) 契約の履行にあたり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなくて、契約を履行しなかった者
 - (カ) 競争に参加する者に必要な資格の審査に当たり、虚偽の申請をした者
 - (キ) 前各号に規定により一般競争に参加できることとされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (2) 福岡赤十字病院の競争入札参加資格者の資格等級において、「役務の提供」の「319」でD等級以上の認定を受けていること。
- (3) 公告の日から開札の時までの期間に、「日本赤十字社指名停止等の措置基準」に基づき、日本赤十字社から、又は福岡県内で行われた不正行為等に基づき、福岡県若しくは国からの指名停止等の措置を受けていないこと。なお、福岡県及び国において同一の不正行為等によって指名停止期間が異なる場合は、そのうち早期に指名停止が終了する機関を対象とした上で、上記公告の日から

開札の時までの期間に指名停止の措置を受けていないこと。

- (4) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配している事業者又はこれに準ずるものとして、物品の販売等の調達契約からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 参加申請書の提出時点で、病院等のパンフレット作成等実績を有しているもの
- (6) パンフレット作成等の経験を 5 年以上有している者

3. 入札手続き等

- (1) 担当部局

〒815-8555

福岡県福岡市南区大楠 3 丁目 1 番 1 号

福岡赤十字病院 総務課 本田・馬場

TEL 092-534-6340

FAX 092-522-3066

E-mail koho@fukuoka-med.jrc.or.jp

- (2) プロポーザル実施要項及び仕様書の配布期間及び場所

①配布期間 令和 7 年 1 月 8 日(月)から令和 7 年 1 月 15 日(月) 9 時 00 分～16 時 00 分

②配布場所 上記 3(1)に同じ

- (3) 参加資格条件確認資料の配布期間、提出期限及び場所

①配布期間 令和 7 年 1 月 8 日(月)から令和 7 年 1 月 15 日(月) 9 時 00 分～16 時 00 分

②配布場所 上記 3(1)に同じ

- (4) 入札参加資格審査について

プロポーザル参加希望者で、入札参加資格の認定（上記 2 の(2)）を受けていない者は、次に従い競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出し、業種及び調達物品の種類「役務の提供」の「319」について、認定を受けなければならない。申請書は福岡赤十字病院ホームページに掲載の「入札にかかる登録関係・申請要領」を参照のこと。

①提出期限 令和 7 年 1 月 8 日(月)から令和 7 年 1 月 15 日(月) 9 時 00 分～16 時 00 分

②配布場所 上記 3(1)に同じ

- (5) プロポーザル（提案書）の提出期間及び送付先

①期間 令和 7 年 1 月 15 日(月)から令和 8 年 1 月 8 日(木) 9 時 00 分～16 時 00 分

②提出場所 上記 3(1)に同じ

③提出方法 持参とし、郵送（書留）又は電送による提出は認めない。

(6) プレゼンテーションの実施日時及び場所

①日時 令和8年1月16日(金) 10時

②場所 福岡赤十字病院 本館4階 特別会議室

③方法 1社20分以内のプレゼンとすること。

プロポーザル審査にあたっては、プレゼンテーションへの参加は必須であること。

プレゼンテーションには従事者自身が出席することとし、会場への入場は各社3名以内とすること。

4. プロポーザル参加の不適格企業への通知等について

- (1) 資料及び申請書を審査した結果、プロポーザル参加の不適格（非選定）もしくはプロポーザル実施後に不適格であると発覚した場合、発注者は応募者に対して文書等で通知する。

5. 選定方法

(1) 選定方法

見積額及びプレゼンを総合的に評価し、最も優れた評価を受けた応募者を優先交渉権者として選定する。

(2) 選定結果の通知

令和8年1月21日(水)までに文書等で通知する。

(3) 選定後の手続き

優先交渉権者に選定された事業者は、発注者が指定する日時において契約締結に向けた協議を行う。しかしながら、双方が妥結できない結果となった場合は次点候補者との交渉を行う。

6. その他

(1) 契約履行保証の有無 無

(2) 手続における交渉の有無 無

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3(1)と同じ。

(5) プロポーザルに参加する資格があると確認された者に、経営、資産、信用の状況の変動により契約の履行がなされないおそれがあると認められる事態が発生したときは、当該資格の確認を取り消すことがある。

(6) 本件は、当院が提示する委託内容をもとに応募者の自由な提案を求めるものであるが、当院と優先交渉権者との協議により委託内容を確定することとし、当院は優先交渉権者に拘束されない。

(7) 詳細は実施要項及び仕様書による。

以下余白